

住民監査請求の監査結果について

次の住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づき監査委員が監査を行いましたので、監査結果を公表します。

政務活動費に関するもの

経過

令和7年3月19日 職員措置請求書受付
令和7年4月11日 監査委員会議にて審議（要件審査）
令和7年4月21日 請求人及び監査対象局職員の陳述
令和7年5月14日 監査委員会議にて審議（結果決定）

監査請求の要旨

「令和5年度の政務活動費について」「全ての領収書をチェックしたところ不適切な使用ではないかと思われるものが多数確認されております。」「それらについて市長は返還請求権を怠っています。」「市長は」「不適切使用については返還請求権を行使し、市財産の回復をすべきです。」

監査の結果

棄却

<監査委員の判断>

監査結果公表文10ページから15ページまでに記載のとおり

以上のことから、領収書8*に係る経費は収支報告書に誤って計上されたことが確認され、領収書46から領収書55まで*に係る経費については政務活動費を充てることができない経費であることが事実上推定されますが、残余金の返還により、現時点においては、損害を補填するために必要な措置を講ずべき勧告をする理由がなく、また、その余の部分については、政務活動費を充てることができる経費であると認められ、横浜市に不当利得返還請求権は発生していないため、市長に財産の管理を怠る事実があるとは認められず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

*…監査結果公表文の別表に掲げる領収書の番号。以下同じ。

<意見>

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的に交付されているものです。

会派及び議員の調査研究活動等の内容、手段については、その広範な裁量的判断に委ねられている側面があることも確かです。しかし、政務活動費が公金であることに留意し、使途の透明性を確保し、適正に使用することが求められています。

領収書8及び領収書46から領収書55までに係る経費については、本件請求を受けて再点検した結果、政務活動費を充てることができない経費又はそれが事実上推定される経費が収支報告書に計上されていることが判明し、収支報告書の提出から約1年経過後に収支報告書が訂正され、残余金が返還されたものです。

収支報告書に添付して議長に提出する領収書等の書類や報告事項の拡充を検討する等、会派又は議員がその使途について市民への説明責任を果たせるよう、より一層の透明性の確保と制度の適正な運用を求めます。

※ 監査結果公表文については、次のURLを御覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.files/20250319.pdf>



【参考：住民監査請求の監査結果（一覧）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.html>



【参考】地方自治法抜粋

（住民監査請求）

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 省略

5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6～11 省略

お問合せ先		
監査事務局監査管理課長	佐藤 やよい	Tel 045-671-3354